

## 議案第 9 号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する消防防災ヘリコプターの活動中の事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 16 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 和解の相手方

鳥取市 個人

#### 2 和解の要旨

県側の過失割合を 10 割とし、県は、損害賠償金 282,480 円を支払うものとする  
こと。

#### 3 事故の概要

##### (1) 事故発生年月日

令和 4 年 6 月 13 日

##### (2) 事故発生場所

米子市流通町 1350 番地

鳥取県消防学校敷地内

##### (3) 事故の状況

消防防災ヘリコプターでの山岳救助事案の活動中、飛行場外離着陸場に離着陸した

際、回転翼によって生じた風により小石等が舞い上がり、敷地内に駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。